

令和5年5月1日

保護者の皆様へ

立川市子ども家庭部
保育課長 加藤 英樹

公立保育園における新型コロナウイルス感染症対応について
(令和5年5月1日現在)

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5月8日より第2類から季節性インフルエンザ等と同等とされる第5類へ変更されることに伴い、市内公立保育園における対応を、以下のとおりとしましたのでお知らせいたします。

なお、登園自粛につきましては、学校保健安全法施行規則の一部改正により、出席停止が求められる感染症に新型コロナウイルス感染症が含まれることになったことから、保育園児が新型コロナウイルスに感染した場合、学校保健安全法施行規則に規定する登園停止期間の基準に準じて、感染の恐れがなくなるまで、登園を控えていただくこととなります。

【マスク着用について】

- 園児： マスクの着用は求めないことを基本とします。
- 職員： 当面の間、保育中や保護者との対応時には、マスクを着用します。
- その他： 感染拡大の程度によっては、一時的に場面に応じた対応を求める場合があります。

【登園等について】

- 発熱等の症状が認められる場合は、登園をお控え下さい。また、お子さんをはじめ、ご家族皆様の体調管理にご協力をお願いします。
- お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した場合、発症後5日（発症日は0日目とする）を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでは登園を控えて下さい。その後も、10日間が経過するまでは、マスク着用等による感染拡大防止にご協力をお願いします。
- 5月8日以降、濃厚接触者の特定は行われませんので、濃厚接触者の登園自粛は求めません。

【公表の取扱いについて】

- 該当クラス名・感染者数の各施設内の掲示板等への記載は、継続して行います（インフルエンザ等の感染状況を公表する方法と同じ扱いです）。

引き続き、お子さんやご家族の皆様の体調管理には十分お気をつけいただくとともに、感染又は感染の疑いが確認された場合は、園へ速やかにご連絡をお願いいたします。

多大なご負担をおかけして大変申し訳ございませんが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(問い合わせ先)

立川市子ども家庭部保育課

電話：042-528-4322